

下水道排水設備指定工事店の指定申請について

交野市下水道排水設備指定工事店の指定には、次の指定要件があれば指定を受けることができます。指定を受けようとされる方は、下記の必要書類を提出して下さい。

1. 下水道排水設備指定工事店の指定要件

指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき。

- ① 大阪府内に営業所がある者であること。
- ② 営業所ごとに責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している工事店であること。
- ③ 排水設備等の新設等の工事に必要な機械器具を有する者であること。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
 - オ 法人にあって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。

2. 下水道排水設備指定工事店の指定申請に必要な書類

- ① 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
- ② 商業登録簿謄本（法人の場合）（原本）
- ③ 定款の写し（法人の場合）
- ④ 住民票（法人の場合は代表者のもの）（原本）（本籍地記載）
- ⑤ 経歴書（法人の場合は代表者のもの）（様式第1号の3）
- ⑥ 誓約書（法人の場合は代表者のもの）（様式第1号の2）
- ⑦ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でない証明書（法人の場合は代表者のもの）（原本）
※法務局又は市町村発行のもの
- ⑧ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式1号の4）
* 写真は営業所の全景及び内部が確認出来るもの
- ⑨ 専属する責任技術者の名簿（様式第2号）及び雇用関係を証する書類
* 雇用関係を証する書類とは、次のいずれか一つ（個人商店で代表者の場合は不要）
 - ア 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証の写し（雇用関係を証明出来ない国民健康保険証は除く）
 - イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得納税額領収書の写し

- ⑩ 専属する責任技術者の日本下水道協会大阪府支部の試験合格証又は、更新講習修了証。(有効期限内のもの)
- ⑪ 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類(様式第1号の5)
- ⑫ 上記(様式第1号の5)記載された工具類、工事資材及び工事用車両は写真を添付してください。
※ 工具の種類が判別できるよう整理して撮影してください。水道工事専用の工具及び工事用材料については、写真を添付しないで下さい。
- ⑬ 従業員名簿(様式は任意、代表者のみでも記入のこと)

※交野市独自の責任技術者登録申請書は不要となりました。

申請について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

提出先 〒576-8501 交野市私部1丁目1-1
交野市都市整備部下水道課(別館2階)
TEL 072-892-0121(内線504)